



# 宮 崎 県 公 報

平成27年12月14日 (月曜日) 第 2751 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

## 目 次

規 則  
○生活保護法施行細則の一部を改正する規則…… (国保・援護課) 1  
告 示

頁

○登録特定行為事業者の登録…………… (長寿介護課) 2  
公 告  
○大規模小売店舗の変更に関する届出 (2 件) … (商工政策課) 3  
○県営土地改良事業に係る換地計画の策定…………… (農村整備課) 4  
病 院 局 公 告  
○入札公告 (2 件) ……………… 4

## 規 則

生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年12月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

### 宮崎県規則第52号

#### 生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則 (昭和57年宮崎県規則第44号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																																						
<p>(備付書類)</p> <p>第 2 条 宮崎県行政機関設置条例 (平成11年宮崎県条例第37号) 第 3 条の規定により設置した福祉子どもセンター、福祉事務所及び西臼杵支庁の長 (以下「福祉事務所長」という。) は、被保護者につき、次に掲げる書類を作成し、常にその記載事項を整理しておかなければならない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(入所等依頼書)</p> <p>第12条 法第30条第 1 項ただし書の規定により被保護者を救護施設、更正施設若しくはその他の適当な施設に入所させ、若しくはこれらの施設に入所を委託し、又は私人の家庭に養護を委託するときは、入所等依頼書 (別記様式第27号) により依頼するものとする。</p> <p>別記 様式第 1 号 (第 2 条関係)</p> <p>(表面)</p> <p>[略]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>世帯構成員 No.</th> <th>氏名</th> <th>続柄</th> <th>性別</th> <th>生年月日</th> <th>学歴</th> <th>職業等</th> <th>心身の状態</th> <th>備考 (免許資格他)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="9">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	世帯構成員 No.	氏名	続柄	性別	生年月日	学歴	職業等	心身の状態	備考 (免許資格他)	[略]									<p>(備付書類)</p> <p>第 2 条 宮崎県行政機関設置条例 (平成11年宮崎県条例第37号) 第 3 条に規定する福祉子どもセンター、<u>同条例第 4 条に規定する福祉に関する事務所及び西臼杵支庁設置条例 (昭和24年宮崎県条例第52号) 第 1 条に規定する西臼杵支庁の長</u> (以下「福祉事務所長」という。) は、被保護者につき、次に掲げる書類を作成し、常にその記載事項を整理しておかなければならない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(入所等依頼書)</p> <p>第12条 法第30条第 1 項ただし書の規定により被保護者を救護施設、<u>更生施設</u>若しくはその他の適当な施設に入所させ、若しくはこれらの施設に入所を委託し、又は私人の家庭に養護を委託するときは、入所等依頼書 (別記様式第27号) により依頼するものとする。</p> <p>別記 様式第 1 号 (第 2 条関係)</p> <p>(表面)</p> <p>[略]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>世帯構成員 No.</th> <th>氏名</th> <th>個人番号</th> <th>続柄</th> <th>性別</th> <th>生年月日</th> <th>学歴</th> <th>職業等</th> <th>心身の状態</th> <th>備考 (免許資格他)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="10">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	世帯構成員 No.	氏名	個人番号	続柄	性別	生年月日	学歴	職業等	心身の状態	備考 (免許資格他)	[略]									
世帯構成員 No.	氏名	続柄	性別	生年月日	学歴	職業等	心身の状態	備考 (免許資格他)																															
[略]																																							
世帯構成員 No.	氏名	個人番号	続柄	性別	生年月日	学歴	職業等	心身の状態	備考 (免許資格他)																														
[略]																																							

分 離 者 の 状 況	No	氏 名	続 柄	性 別	生年 月日	分離 の日	理 由
	[略]						

[略]

(裏面)

[略]

様式第10号 (第3条関係)

(表面)

[略]

保護を受けたい者の住所又は居所				[略]
家 族 の 状 況	続 柄	ふりがな 氏 名	性 別	[略]
[略]				
[略]				[略]

[略]

(裏面)

[略]

様式第25号 (第10条関係)

[略]

(参考)

[略]

民法 (抜粋)

第 877条 直系血族及び兄弟姉妹は、互に扶養をする義務がある。

。

2 家庭裁判所は、特別の事情があるときは、前項に規定する場合の外、三親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。

[略]

様式第45号 (第22条関係)

[略]

あなたに対する生活保護の実施について、生活保護法第62条第3項の規定に基づく処分を行う予定ですが、この処分を行うに当たり同法第4項の規定による聴聞を下記のとおり実施するので、出席の上、弁明及び有利な証拠の提出をされるよう通知します。

なお、正当な理由がなく出席されないときは、生活保護法第62条第3項の規定に基づく処分を行うことがあります。

[略]

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。

(用紙に関する経過措置)

2 この規則の施行の際現に存する改正前の生活保護法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

告 示

宮崎県告示第 768号

社会福祉士及び介護福祉士法 (昭和62年法律第30号) 附則第20条第1項の規定により、次のとおり特定行為業務を行おうとする者の

分 離 者 の 状 況	No	氏 名	個 人 番 号	続 柄	性 別	生年 月日	分離 の日	理 由
	[略]							

[略]

(裏面)

[略]

様式第10号 (第3条関係)

(表面)

[略]

保護を受けたい者の住所又は居所					[略]
家 族 の 状 況	続 柄	ふりがな 氏 名	個 人 番 号	性 別	[略]
[略]					
[略]					[略]

[略]

(裏面)

[略]

様式第25号 (第10条関係)

[略]

(参考)

[略]

民法 (抜粋)

第 877条 直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。

。

2 家庭裁判所は、特別の事情があるときは、前項に規定する場合のほか、三親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。

[略]

様式第45号 (第22条関係)

[略]

あなたに対する生活保護の実施について、生活保護法第62条第3項の規定に基づく処分を行う予定ですが、この処分を行うに当たり同条第4項の規定による聴聞を下記のとおり実施するので、出席の上、弁明及び有利な証拠の提出をされるよう通知します。

なお、正当な理由なく出席されないときは、生活保護法第62条第3項の規定に基づく処分を行うことがあります。

[略]

登録をした。

平成27年12月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

登 録 番 号	事 業 所		登 録 特 定 行 為 事 業 者		登 録 年 月 日
	名 称	所 在 地	名 称	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	
451000163	住宅型有料老人ホーム 加納の里すずらん	宮崎市清武町加納 2 丁 目51番地 1	医療法人社団凌雲会	宮崎市清武町加納 1 丁 目29番地 2	平成27年12月 1 日

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から 4 月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成27年12月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ダイレックス三股店  
北諸県郡三股町大字榊山4963番 1 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社エーコープみやざき 代表取締役 新森雄吾  
宮崎市花ヶ島町鴨の丸 829番地 1
- 3 変更する事項
  - (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前) 株式会社エーコープみやざき 代表取締役 羽田正治  
宮崎市花ヶ島町鴨の丸 829番地 1  
(変更後) 株式会社エーコープみやざき 代表取締役 新森雄吾  
宮崎市花ヶ島町鴨の丸 829番地 1
  - (2) 大規模小売店舗の名称  
(変更前) A・コープ三股店  
(変更後) ダイレックス三股店
  - (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前) 株式会社エーコープみやざき 代表取締役 新森雄吾  
宮崎市花ヶ島町鴨の丸 829番地 1  
(変更後) ダイレックス株式会社 代表取締役 貞方宏司  
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 930番地
- 4 変更の年月日
  - (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
平成26年 6 月30日
  - (2) 大規模小売店舗の名称  
平成27年11月13日
  - (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
平成27年11月13日
- 5 変更する理由

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
代表者交代のため
- (2) 大規模小売店舗の名称  
テナント入替のため
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
テナント入替のため
- 6 届出年月日  
平成27年12月 1 日
- 7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
  - (1) 場所  
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
  - (2) 期間  
平成27年12月14日から平成28年 4 月14日まで
- 8 意見書の提出先及び期間
  - (1) 提出先  
宮崎県商工観光労働部商工政策課
  - (2) 期間  
平成27年12月14日から平成28年 4 月14日まで
- 9 意見書の記載事項  
意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 2 項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から 4 月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成27年12月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ダイレックス三股店  
北諸県郡三股町大字榊山4963番 1 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社エーコープみやざき 代表取締役 新森雄吾  
宮崎市花ヶ島町鴨の丸 829番地 1
- 3 変更しようとする事項
  - (1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
    - ① 駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 建物敷地南側（駐車場No.1）	22台
建物敷地外東側（駐車場No.2）	108台
合計	130台
(変更後) 建物敷地南側（駐車場No.1）	27台
建物敷地外東側（駐車場No.2）	109台
合計	136台

② 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前) 建物敷地南側	43台
(変更後) 建物南側	43台

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 午前 9 時から午後 9 時30分まで
(変更後) 午前 9 時から午後10時まで

② 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 8 時30分から午後10時まで（駐車場No.1、2）
(変更後) 午前 8 時30分から午後10時30分まで（駐車場No.1）
午前 8 時30分から午後10時まで（駐車場No.2）

③ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 午前 6 時から午前10時まで（荷さばき施設No.1）
午前 6 時から午後 6 時まで（荷さばき施設No.2）
(変更後) 午前 6 時から午後10時まで（荷さばき施設No.1、2）

4 変更する年月日

- (1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項  
平成28年 8 月 2 日
- (2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項  
平成27年12月 2 日

5 変更する理由

テナント入替のため

6 届出年月日

平成27年12月 1 日

7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成27年12月14日から平成28年 4 月14日まで

8 意見書の提出先及び期間

(1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商工政策課

(2) 期間

平成27年12月14日から平成28年 4 月14日まで

9 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第89条の 2 第 1 項の規定により、中津留地区県営土地改良事業（日南市、県営経営体育成基盤整備事業）に係る換地計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成27年12月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 縦覧に供する書類

策定に係る換地計画書の写し

2 縦覧期間

平成27年12月14日から平成28年 1 月19日まで

3 縦覧場所

日南市役所

4 その他

この公告に係る換地計画（以下「この計画」という。）に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して異議申立てをすることができる。

また、異議の申立ての決定に対して不服があるときは、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表者となる。）、当該決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

なお、土地改良法第89条の 2 第 4 項において準用する同法第87条第10項の規定により、この計画についての異議申立てに係る決定に対してのみ、取消しの訴えを提起することができる。

病院局公告

入札公告

一般競争入札を下記のとおり実施する。

平成27年12月14日

県立宮崎病院長 菊 池 郁 夫

1 競争入札に付する事項

- (1) 購入物品及び数量 自動採血管準備システム 一式（設置に必要な工事を含む。）
- (2) 購入物品の特質等 入札説明書による。
- (3) 納入期限 平成28年 3 月23日
- (4) 納入場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 (1)の購入物品について入札を実施する。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の 100分の 8 に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) この入札に参加する資格を有する者は、次の各号をすべて満たす者とする。  
ア 平成27年宮崎県告示第 137号に規定する資格を有する者で、営業種目が医療・理化学機器類のものであること。  
イ 薬事法（昭和35年法律第 145号）第39条第 1 項の規定による高度管理医療機器等の販売業の許可を受けている者であること。  
ウ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。  
エ 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサ

ービスを契約担当者の求めに応じて速やかに提供できる者であること。

オ 宮崎県知事からの物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和46年宮崎県告示第93号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。

なお、すでに入札参加の申し出を行っている者は、指名停止を受けたときから入札に参加することはできない。

カ 会社更生法（平成14年法律第 154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第 225号）に基づく再生手続開始の申立て（以下これらを「申立て」という。）がなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始、又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とみなす。

(2) 入札に参加しようとする者は、(1)イ、ウ及びエの資格要件を満たすことを証明できる書類を平成27年12月21日までに県立宮崎病院医事・経営企画課に提出しなければならない。ただし、上記提出期限を経過しても入札書の提出期限までは当該書類を随時受け付けるが、この場合には資格要件審査が入札に間に合わないことがある。

なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

### 3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所 県立宮崎病院医事・経営企画課財務担当  
宮崎市北高松町 5 番30号  
郵便番号 880-8510 電話番号0985 (24) 4181

(2) 期間 平成27年12月14日から平成27年12月24日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

### 4 入札説明書の交付場所及び交付期間

(1) 場所 県立宮崎病院医事・経営企画課財務担当

(2) 期間 平成27年12月14日から平成27年12月24日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

### 5 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所 県立宮崎病院医事・経営企画課財務担当

(2) 提出期限 平成27年12月24日午後 5 時

(3) 提出方法 持参又は送付（郵便にあっては、書留郵便に限る。）によること。

### 6 開札の場所及び日時

(1) 場所 県立宮崎病院 2 階中会議室

(2) 日時 平成27年12月25日午前10時00分

### 7 入札保証金

入札保証金については、宮崎県病院局財務規程（平成18年宮崎県病院局企業管理規程第15号）第81条の規定による。

### 8 入札の無効に関する事項

宮崎県病院局財務規程第 107条に規定する入札は、無効とする。

### 9 落札者の決定方法

予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。

### 10 契約に関する事務を担当する部局等

県立宮崎病院医事・経営企画課財務担当

宮崎市北高松町 5 番30号

郵便番号 880-8510 電話番号0985 (24) 4181

### 11 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

### 12 その他

(1) この競争入札による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

(2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

(3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

### 13 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Automatic Test Tube Preparation System 1 set

(2) Time Limit for Tender: 5:00p.m. 24 December, 2015

(3) Contact point for the notice: Medical Affairs, Management, and Planning Division, Prefectural Miyazaki Hospital, 5-30 Kitatakamatsucho Miyazaki-City, Miyazaki, 880-8510 Japan. TEL:0985-24-4181

### 入札公告

一般競争入札を下記のとおり実施する。

平成27年12月14日

県立宮崎病院長 菊池郁夫

### 1 競争入札に付する事項

(1) 購入物品及び数量 一般X線撮影装置 一式（設置に必要な工事を含む。）

(2) 購入物品の特質等 入札説明書による。

(3) 納入期限 平成28年 3 月23日

(4) 納入場所 入札説明書による。

(5) 入札方法 (1)の購入物品について入札を実施する。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の 100分の 8 に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 2 競争入札に参加する者に必要な資格

(1) この入札に参加する資格を有する者は、次の各号をすべて満たす者とする。

ア 平成27年宮崎県告示第 137号に規定する資格を有する者で、営業種目が医療・理化学機器類のものであること。

イ 薬事法（昭和35年法律第 145号）第39条第 1 項の規定による高度管理医療機器等の販売業の許可を受けている者であること。

ウ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。

エ 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを契約担当者の求めに応じて速やかに提供できる者であること。

オ 宮崎県知事からの物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和46年宮崎県告示第93号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。

なお、すでに入札参加の申し出を行っている者は、指名停止を受けたときから入札に参加することはできない。

カ 会社更生法（平成14年法律第 154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第 225号）に基づ

<p>く再生手続開始の申立て（以下これらを「申立て」という。）がなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始、又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とみなす。</p> <p>(2) 入札に参加しようとする者は、(1)イ、ウ及びエの資格要件を満たすことを証明できる書類を平成27年12月21日までに県立宮崎病院医事・経営企画課に提出しなければならない。ただし、上記提出期限を経過しても入札書の提出期限までは当該書類を随時受け付けるが、この場合には資格要件審査が入札に間に合わないことがある。</p> <p>なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。</p> <p>3 契約条項を示す場所及び期間</p> <p>(1) 場所 県立宮崎病院医事・経営企画課財務担当 宮崎市北高松町 5 番30号 郵便番号 880-8510 電話番号0985 (24) 4181</p> <p>(2) 期間 平成27年12月14日から平成27年12月24日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）</p> <p>4 入札説明書の交付場所及び交付期間</p> <p>(1) 場所 県立宮崎病院医事・経営企画課財務担当</p> <p>(2) 期間 平成27年12月14日から平成27年12月24日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）</p> <p>5 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法</p> <p>(1) 提出場所 県立宮崎病院医事・経営企画課財務担当</p> <p>(2) 提出期限 平成27年12月24日午後 5 時</p> <p>(3) 提出方法 持参又は送付（郵便にあっては、書留郵便に限る。）によること。</p> <p>6 開札の場所及び日時</p> <p>(1) 場所 県立宮崎病院 2 階中会議室</p> <p>(2) 日時 平成27年12月25日午前10時10分</p> <p>7 入札保証金</p> <p>入札保証金については、宮崎県病院局財務規程（平成18年宮崎県病院局企業管理規程第15号）第81条の規定による。</p> <p>8 入札の無効に関する事項</p> <p>宮崎県病院局財務規程第 107条に規定する入札は、無効とする。</p> <p>9 落札者の決定方法</p> <p>予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。</p> <p>10 契約に関する事務を担当する部局等</p> <p>県立宮崎病院医事・経営企画課財務担当 宮崎市北高松町 5 番30号 郵便番号 880-8510 電話番号0985 (24) 4181</p> <p>11 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨</p> <p>日本語及び日本国通貨</p> <p>12 その他</p> <p>(1) この競争入札による調達は、世界貿易機関（W T O）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。</p> <p>(2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。</p> <p>(3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。</p> <p>13 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of the products to be purchased:</p>	<p>Radiographic X-ray equipment 1set</p> <p>(2) Time Limit for Tender: 5:00p.m. 24 December, 2015</p> <p>(3) Contact point for the notice: Medical Affairs, Management, and Planning Division, Prefectural Miyazaki Hospital, 5-30 Kitatakamatsucho Miyazaki-City, Miyazaki, 880-8510 Japan. TEL:0985-24-4181</p>
---	---